

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全といういわゆる内部統制の目的を確保し、企業の健全性、企業価値の持続的な向上により社会に貢献するために、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題と認識し、適切な経営活動を推進する体制の確立に取り組んでおります。

#### コーポレートガバナンス基本方針

##### 第1編総則

###### 1. 目的

当社は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づいて次のとおり基本方針を定めます。

##### 第2編コーポレートガバナンス体制と取締役会

###### 1. コーポレートガバナンス体制

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社として、取締役会及び監査等委員会により、職務執行を監査します。

###### 2. 取締役会・取締役

###### (1) 取締役会の役割

取締役会は、法令、定款その他当社の規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。

これ以外の事項に関しては、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、業務執行に関する権限を社長、管掌取締役、執行役員及び部門長に委任しています。

###### (2) 取締役会が経営陣幹部の選任と監査等委員を含む取締役候補の指名を行うに当たっての方針

当社は、取締役会がその役割・責務を果たすためには、当社の戦略的な方向付けを行う上で、当社の取締役会の一員として当社の事業やその課題を熟知する者が一定数必要であることに加えて、取締役会の独立性、客観性を担保するため、取締役の知識、経験、能力の多様性を確保することも重要であると考えています。

従って、法令やコーポレートガバナンス・コードの基準を充足させた上で、必要な資質を持つ人材を社内・社外から登用することを優先し、社内外の人数比は結果として決まります。以上の考えに基づき、当社の事業やその課題を熟知し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者として指名します。

他方で、監督機能を発揮するため、別途定める「社外取締役の選任ガイドライン(独立性基準を含む。)」を満たす者の中から多様な知見やバックグラウンドも考慮して、当社の経営に有益な助言を行い得る知識と経験を有する者を社外取締役又は監査等委員である社外取締役として指名することを基本方針としています。

###### (3) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての手續

当社は、取締役会における実質的な協議、検討の機会を確保するとともに、意思決定の迅速性を確保するため、取締役及び監査等委員である取締役の員数は定款によりそれぞれ10名以内、5名以内と定めています。取締役候補者の選任にあたっては、社内、社外を問わず、各候補者の能力、知見、パフォーマンスを十分評価した原案が代表取締役によって提出され、十分な審議を経て取締役会で決議します。

###### (4) 取締役及び監査等委員である取締役の任期

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

###### (5) 取締役の兼任

取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な範囲として当社の取締役会への出席率75%以上を確保できる程度に限るものとします。具体的には、上場企業の役員等を兼務する場合、当社を含めて3社までとします。また、重要な兼任の状況について毎年開示します。

###### (6) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手續

###### ア. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬に関する事項について、答申します。

報酬委員会は、代表取締役及び取締役のうち取締役会が指名した者(ただし、社外取締役を含むことを必須とします。)を構成員とします。

###### イ. 経営陣幹部・取締役の報酬

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬については、2016年6月29日開催の第48回定時株主総会で、その総額は各々年額200百万円以内、年額40百万円以内と定められており、個別の額は取締役会が報酬委員会の答申を踏まえて決定しています。

###### (7) 社外取締役

社外取締役は、3か月に1回、取締役会開催日に社外取締役のみで次のような当社のコーポレートガバナンス及び業務等に関する会合を実施し

ます。

・常勤監査等委員・コンプライアンス相談窓口が受けた内部通報等の内容  
 ・IR部門が受けた機関投資家、個人株主からの意見要望の内容  
 ・内部監査部門からの情報・その他業務執行に関する意見交換  
 社外取締役は、3か月に1回の外部会計監査人と常勤監査等委員との定例ミーティングに参加できるようにします。

#### (8)実効性評価

当社は、コーポレートガバナンス・コードに基づき当社の取締役会の役割・責務は何かについて改めて検討し、それに基づいて、各取締役の自己評価等を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行います。重要な課題がある場合は、その概要及び対応策を開示します。

### 3. 監査等委員会・監査等委員である取締役

#### (1)監査等委員会の役割

監査等委員会は、取締役会から独立した組織として、法令に基づく当社及び子会社に対する事業の報告請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任、報酬額の決定等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、当社及び子会社の内部統制の体制・財務状況等についての監査・監督を行います。

#### (2)監査等委員会の構成

監査等委員会は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を含み、定款によりその員数を5名以内と定めています。

### 4. トレーニング

当社は、社外取締役を含む取締役に対し、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供及び在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。

## 第3編株主の権利・平等性の確保、株主との対話等

### 1. 方針

当社は、株主の権利及び平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組みます。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を行うための体制整備を行います。

### 2. 株主総会

#### (1)基本的な考え方

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること及び株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社の経営に反映されるよう十分な環境整備を行います。

#### (2)情報の提供

当社は、株主が総会議案を検討する十分な時間を確保することができるよう、総会の会日の2週間前までに行う招集通知の発送の早期化に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等にその内容を掲示する等、電子的手段による公表を行います。

#### (3)開催日程

当社は、多くの株主が株主総会に出席することにより、株主との建設的な対話を実現するために、株主総会の開催日等を適切に設定します。

### 3. 株主との対話

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針及び情報開示に関する基本方針を定めた「情報開示規程」に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう社長、IR担当部署をはじめ、関係部署が連携して、様々な機会を通じて株主との建設的な対話を実施するよう努めてまいります。

### 4. 政策保有上場株式

#### (1)政策保有上場株式の保有方針

当社は、取引先との中長期的な取引の継続、拡大を図り、持続的な企業価値の向上を目的として、上場会社の株式を政策的に保有しています。

当社は、政策保有上場株式について、中長期的な取引の維持、拡大によるメリットと資金効率が悪化するデメリットとを考え、株式保有が有効だと判断した場合、保有を継続するものとし、取締役会で適宜有効性を見直します。

この見直しによって有効性が認められないと判断した株式については、取引の継続、拡大への影響や株価を考慮しつつ政策保有を解消することを検討します。

#### (2)政策保有上場株式に係る議決権の行使に関する基準

当社は、政策保有上場株式に係る議決権について当社と政策保有先双方の持続的な企業価値を向上させるかどうかを基準に行使することを方針としています。

政策保有先が持続的な企業価値を向上させることができるかどうかについては、政策保有先の経営戦略、業績等を考慮して判断するものとし、議案の内容によっては、説明を受けた上で議決権を行使するものとします。

政策保有先の議案が当社と利益が相反するおそれがある場合において必要があるときは、当社は、独立社外取締役、社外の専門家の意見を踏まえて議決権を行使するものとします。

### 5. 関連当事者取引

当社は、当社の取締役が法令に定める競業取引又は利益相反取引を行う場合は、当社の取締役会においてその取引につき重要な事実を事前に開示して、その承認を得なければならないものとします。

また、その取引を行った取締役は、承認後も遅滞なく重要な事実を取締役に報告しなければならないものとされています。

### 6. ダイバーシティ

当社は、経営理念「有用動植物保護と防疫を目的に、研究開発を行い、安全で有用な製商品を提供し、地球環境保護と豊かな社会作りへの貢献を通じて、企業価値を高め、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えられるように事業活動をすすめます。」に基づき、その実現に必要な人材について、国籍や性別年齢を問わず求め、様々な環境で、様々な考えを持った従業員が、一緒に生き生きと働ける職場づくりを心掛けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

## 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(8)「実効性評価」をご参照ください。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

## 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

「コーポレートガバナンス基本方針」第3編「株主の権利・平等性の確保、株主との対話等」4「政策保有上場株式」をご参照ください。

## 【原則1-7 関連当事者間の取引】

「コーポレートガバナンス基本方針」第3編「株主の権利・平等性の確保、株主との対話等」5「関連当事者取引」をご参照ください。

## 【原則3-1 情報開示の充実】

## (1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社グループの経営理念を当社ウェブサイトにて公表しております。

<http://www.sdsbio.co.jp/company/philosophy/>

## (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」、「コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

## (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会と取締役」(6)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」をご参照ください。

## (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(2)「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員を含む取締役候補の指名を行うに当たっての方針」をご参照ください。

## 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、当社独自の「社外取締役の選任ガイドライン(独立性基準を含む。)」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

<社外取締役の独立性基準>

## (1) 現在又は過去において当社又はその子会社の業務執行者になったことがないこと

## (2) 当社の最新の株主名簿において持株比率10%以上の大株主又は大株主である団体に現に所属している者でないこと

## (3) 直近の3事業年度において、年間のグループ間の取引総額が連結売上高の2%以上の取引先及びその連結子会社に現に所属している者でないこと

## (4) 直近の3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人若しくは顧問契約先(それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している者)でないこと

## (5) 直近3事業年度において、総収入又は経常収益の2%以上の寄付を当社から受けている非営利団体に現に所属している者でないこと

## (6) (2)～(5)の団体又は取引先に過去に所属していた場合、その団体又は取引先を退職後5年を経過していること

## (7) 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者(ただし、重要でないものを除く)の配偶者又は三親等以内の親族でないこと

## 【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続】

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(2)「取締役会が経営陣幹部の選任と監査等委員を含む取締役候補の指名を行うに当たっての方針」をご参照ください。

現在は、監査等委員である取締役の3名(うち2名は社外取締役)を含め、取締役は9名となっております。

## 【補充原則4-11-2 社外取締役・社外監査役の兼任状況】

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(5)「取締役の兼任」をご参照ください。

現在、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、また社外取締役も当社以外の社外取締役を兼務しておらず、当社取締役の業務に専念できる体制となっております。

## 【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」4「トレーニング」をご参照ください。

## 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、取締役会の承認の下、情報開示に関する基本方針を「情報開示規程」にて定めており、そのうち重要事項を「ディスクロージャーポリシー」として当社ウェブサイトにて開示しております。

<http://www.sdsbio.co.jp/ir/disclosure.html>

株主との建設的な対話を行うため、IRに関する部署及び担当者を指定しております。詳細は、当報告書「3-2 IRに関する活動状況」をご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
出光興産株式会社	5,456,112	69.67
OATアグリオ株式会社	200,000	2.55
株式会社みずほ銀行	165,000	2.11
フマキラー株式会社	165,000	2.11
丸善薬品産業株式会社	165,000	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	125,600	1.60
エス・ディー・エスパイテック従業員持株会	111,000	1.42
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	92,200	1.18

志野文哉	71,500	0.91
株式会社SBI証券	70,700	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無 **更新** \_\_\_\_\_

親会社の有無 **更新** 出光興産株式会社 (上場:東京) (コード) 5019

#### 補足説明 **更新**

2011年5月11日～6月8日に行われた当社株式に対する公開買付け(TOB)の結果、当社の筆頭株主は、2011年6月15日付けで、ファンドであるエム エイチ キャピタルパートナーズ ツー, エル. ピー. から、出光興産株式会社へと移行いたしました。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <b>更新</b>	東京 第二部
決算期 <b>更新</b>	3月
業種 <b>更新</b>	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数 <b>更新</b>	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 <b>更新</b>	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <b>更新</b>	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 **更新**

親会社との取引を行う際には、一般の取引と同等に市場概況を勘案したうえで、価格その他の条件を決定いたします。また、独立役員による意見を頂戴した後に当該取引を行うものとし、少数株主の不利益とならないよう十分留意いたします。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

当社は親会社を有しておりますが、当社の取締役全9名のうち親会社との兼任となる取締役は2名のみであり、当社独自の経営判断が行える状況にあります。また、当社では社外取締役2名を独立役員に指定しており、親会社との間に利害関係を有しない立場からの意見を入手できる体制をとっております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新 15名

定款上の取締役の任期 更新 1年

取締役会の議長 更新 社長

取締役の人数 更新 9名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 2名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
酒井 朗	他の会社の出身者							△				
松尾 祐美子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 朗	○	○	—	長年にわたる金融機関での経験と知識、また中国での駐在をはじめとする豊富な海外経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただける人材として、社外取締役候補といたしました。 当社と酒井 朗氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
松尾 祐美子	○	○	—	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただける人材として、社外取締役候補といたしました。 当社と松尾 祐美子氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

#### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新 なし

現在の体制を採用している理由 更新

内部監査、経理部門等のスタッフが、必要に応じて職務遂行に関して様々な情報の提供や協力を行うことにより、その職務を補助している。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

常勤監査等委員は毎月の監査室定例会議へのオブザーバー参加により、内部監査報告等についての意見交換と認識の確認を行っております。また財務報告に係る内部統制に関しても、その進捗状況の意見交換を行っております。加えて、監査の効率性と有効性を高めるため、監査等委員(または監査等委員会)は会計監査人との間で、相互に意見交換を行い、情報の共有に努めております。さらに、内部統制の一部は、会計監査人立会いの下で行われるなど、三者一体となって内部統制の強化に向け連携を図っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	3	1	0	0 社内取締役

補足説明 更新

当社では、当社の社外取締役を含む取締役会が指名した者、及び当社の代表取締役により構成される報酬委員会が取締役会の委嘱を受け、取締役および執行役員の職務の対価としての報酬について、第三者的な観点からできる限り客観的に決定することとしております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 2名

## その他独立役員に関する事項

—

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 業績連動型報酬制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

全社業績と個別実行課題の評価(Management by objectives)システムによっております。

ストックオプションの付与対象者

---

 該当項目に関する補足説明
 

---

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

---

 該当項目に関する補足説明 **更新**


---

役員区分ごとの報酬等の総額については開示しており、2016年3月期においては、取締役5名に対して76,975千円、監査役(社外監査役を除く)1名に対して18,285千円を支払っております。また社外役員1名に対して4,500千円を支払っております。  
(注)当事業年度は決算期変更により、平成27年1月1日から平成28年3月31日までの15ヵ月決算となります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

---

 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
 

---

(役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法)

当社では、当社の社外取締役を含む取締役会が指名した者、及び当社の代表取締役により構成される報酬委員会が取締役会の委嘱を受け、取締役および執行役員の職務の対価としての報酬について、第三者的な観点からできる限り客観的に決定することとしております。

なお、基本的な考え方は以下のとおりです。

(ア)役位に応じた全社的な貢献、役割に対する報酬を定める(基準月俸)

(イ)(ア)に会社業績に対する成果の連動性の要素を加えるため、その支給基準を定める(加算月俸)

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役に對し、取締役会をはじめ重要な会議に提案される資料は会議体事務局より事前に配布され、必要に応じ事前説明が行われます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(企業統治の体制の概要)

当社の基本的な経営管理組織としては、取締役会、監査等委員会、経営会議があります。また、執行役員制度を導入しており、経営と執行の分離を明確にし、取締役会等の各審議決定機関及び各職位の分掌、権限を規則に定め、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行っております。

イ. 取締役会は9名の取締役に構成されております。取締役会は毎月1回開催する定例の取締役に加え、必要に応じて、臨時または電磁的な方式での取締役会を開催しております。取締役会は、取締役会規則に基づき、当社グループの経営上の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行について監督を行っております。

ロ. 監査等委員会は3名の取締役である監査等委員(うち2名は社外取締役であり、さらに、独立役員として指定)で構成されております。監査等委員会は毎月1回開催する定例の監査等委員会に加え、必要に応じて臨時的監査等委員会を開催しております。取締役である監査等委員は、社内の重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の業務執行を監査・監督しております。なお、社外取締役である監査等委員については、監査等委員として求められる会社運営の経験、法律・経理・財務等の知識が豊富であること等により選任しております。

ハ. 経営会議は常勤取締役、執行役員並びに社長の指名のあった者で構成されております。開催は、原則毎月2回としております。経営会議は、会社の重要事項についての報告、審議、承認を行っております。なお、審議事項のうち規則に定められた重要事項については、取締役会の決議を経て執行されております。

ニ. この他に、社内には内部統制委員会、レスポンシブルケア委員会(以下、「RC委員会」といった会議体があり、その審査事項のうち重要事項については、取締役会に上程または報告されることとなっております。内部統制委員会は、リスク管理、内部統制(会社法、金融商品取引法)に関する審議機関で、内部統制に関する社内の機能を横断的かつ有効に統合し、業務遂行の質を向上させることを目的としています。RC委員会は、安全及び健康の確保、地域環境を含む地球環境保護、化学物質の安全管理、品質管理を目的とし、これらの確保のために総合的施策・基本計画の検討、意見具申並びに総合的な推進を図る機関です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

平成28年6月29日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、企業価値の最大化を図る観点から、監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能を一層強化するとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現することを目的としております。

### /// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	以下のURLにてディスクロージャーポリシーを公表しています。 <a href="http://www.sdsbio.co.jp/ir/disclosure.html">http://www.sdsbio.co.jp/ir/disclosure.html</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回を目処に代表取締役社長による会社説明会を実施しております。直近では、平成27年9月10日に個人投資家向け会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算発表後に、定期的説明会を実施しております。直近では、平成28年5月18日に平成28年3月期決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIRサイトを設けており、決算情報・その他の適時開示資料や有価証券報告書等のほか、決算説明会・会社説明会で使用した資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画部、担当者: 経営企画部長 榊原 真人	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念に、「有用動植物保護と防疫を目的に、研究開発を行い、安全で有用な製商品を提供し、地球環境保護と豊かな社会作りへの貢献を通じて、企業価値を高め、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えられるよう事業活動を進めます。」と定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、上場会社として重要情報を適切に管理し、公平・均等・正確かつ迅速な情報開示を行うことで、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーからの信頼の維持・向上を図るべく、「情報開示規程」を制定しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「会社の業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。

イ. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(ア) 「経営理念・企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための主たる行動規範とする。

(イ) 上記の「企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」に加え、「コンプライアンス基本規程」を作成し、法令・定款遵守(適合)の体制確保の指針とする。

(ウ) 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。

監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置づけ、監査結果については、定期的に取り締役会、監査等委員会に報告するものとする。

(エ) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットライン(企業倫理相談窓口)を運営する。

(オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力の排除のための社内体制の整備を推進する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(文書等)に記録し、法令及び「資料管理規程」に基づき適切に保存・管理する。

(イ) 取締役(監査等委員を含む。)は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) リスク管理の指針として「リスク管理規程」を策定する。同規程に沿ってそれぞれの対応部署にて必要に応じて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布を行う。

(イ) 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役社長から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(ウ) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、代表取締役及び業務執行取締役、執行役員は速やかに取締役会に報告する。

(エ) 内部統制に関連する社内の機能を横断的にかつ有効に統合し、業務執行の質の向上を目的として、代表取締役の直轄部門として、内部統制委員会を設置する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役会は、毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時または電磁的な方式で開催する。

(イ) 執行役員等によって構成される経営会議を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は原則毎月2回開催する。

(ウ) 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌細則」及び「職務権限細則」に従い行う。

(エ) 各部門の目標値を中期計画及び年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。

ホ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) グループ会社(当社並びに「関係会社管理規程」に定める当社の子会社)全てに適用する行動指針として、当社の「経営理念・企業行動規範(詳細は、企業行動指針)」をグループ企業行動指針とし、「関係会社管理規程」によって管理する。

(イ) グループ会社は、経営の自主独立性、自律的な責任体制を基本とするが、「関係会社管理規程」によって管理される。

(ウ) イ. の(ウ)で規定する業務監査は、グループ会社全体を対象として行う。

(エ) イ. の(エ)で規定するホットライン(企業倫理相談窓口)は、グループ会社全体を対象とする。

(オ) 親会社を含めた関連当事者との間に取引がある場合には社会通念に照らし公正妥当な取引を行う。

ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 代表取締役等と監査等委員会間で随時協議し、内部監査、経理部門等の兼職の可能性、事務作業等補助できる要員の確保について話し合う。

(イ) 補助要員の確保が難しい場合には、内部監査、経理部門等のスタッフが、必要に応じて職務遂行に関して様々な情報の提供や協力をすることにより、その職務を補助する。

ト. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

(イ) 取締役は以下の事項につき速やかに監査等委員会に報告する。

1. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
2. 役職員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またはこれらの行為をする恐れがあると考えられる場合にはその旨
3. 企業倫理相談窓口制度の通報状況及び内容

(ウ) 使用人は、前項1. または2. に規定する事実があったことを知ったときは、速やかに企業倫理相談窓口に通報する。

(エ) 当該報告を行った取締役及び使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について費用の前払い・支払い等を請求したときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、その前払い・支払い等を行う。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 代表取締役その他取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査等委員会と平素より意思疎通及び情報の交換を図り、監査環境の整備に努めるものとする。

(イ) 監査室及び会計監査人は、内部監査結果の報告や定期的な会合により、随時監査等委員会との連携を図る。

ヌ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性に鑑み、「財務報告に係る内部統制基本方針書」並びに「財務報告に係る内部統制に関する評価の基本計画書」を定め、内部統制の評価責任体制を明確化するとともに、その整備・運用評価、改善に取り組む。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

イ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(ア)「企業行動規範」及び「企業行動指針」にその旨を明記し、「役職員行動基準マニュアル」に対応を定めるなど、社内規則を整備するとともに、宣誓書の提出等を通じて全従業員への周知徹底を図る。

(イ) 反社会的勢力との関係を未然に防止するため、「反社会的勢力調査マニュアル」並びに「取引先チェックリスト」を活用し、新規取引先等の属性調査を行う。

(ウ) 特殊暴力防止対策協議会、企業防衛対策協議会に入会し、警察署や暴力団追放運動推進センターとの緊密な関係を構築する。

## √その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新 なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(リスク管理体制の整備の状況)

毎月開催される取締役会、経営会議で業務執行状況の報告と討議を行っております。  
内部管理体制を確立するために、各種規程類の整備・見直しを行うとともに、支払伝票を始めとする各種会計書類は、起案部門責任者と経理・財務グループを主体とする管理部門による二重チェック体制を敷いております。社内ルール徹底のため職務権限細則に基づき決裁書を申請させ、審査承認の手続きを行っております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

(内部監査の状況)

当社の内部監査は、独立組織として社長に直属している監査室が年度計画に基づき、法令並びに社内規程の遵守状況及び業務の妥当性、効率性等について内部監査を実施し、内部統制の状況を確認しております。監査終了後には代表取締役に監査報告を行うとともに、指摘改善必要事項に対しては改善計画書を提出させております。

なお、監査室の専任は監査室長1名のみですが、兼任者4名が監査に際して補助を行うこととなっております。

(監査等委員会監査の状況)

当社は監査等委員会設置会社で、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名(社外取締役)で監査等委員会を構成しております。監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人等からの業務報告聴取などにより、取締役の職務執行が適正に行われているか監査するとともに、監査計画に基づき、各部門の往査を実施いたします。なお、常勤監査等委員は、毎月の監査室定例会議へのオブザーバー参加により、内部監査報告内容等についての意見交換と認識の確認を、また、財務報告に係る内部統制に関しても、その進捗状況等の意見交換を行います。

(第三者のコーポレート・ガバナンス体制への関与状況)

イ. 会計監査は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査に加えて会計上の課題等について、適時・適切なアドバイスを受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する井上雅彦氏、稲垣直明氏の2名であり、独立の立場から監査に関する意見表明を受けております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名です。

ロ. 税務問題については顧問税理士、法律係争問題については顧問弁護士とそれぞれ顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

ハ. 監査の効率性と有効性を高めるために、会計監査人、監査等委員(または監査等委員会)及び監査室との間で連携を図り、相互に意見交換を行い、情報の共有に努めております。

社外取締役

(社外取締役の員数及び当社との関係)

当社の社外取締役は2名で、いずれも監査等委員であります。各社外取締役と当社との関係は次のとおりであります。

イ. 酒井朗氏

同氏は、みずほキャピタル株式会社の執行役員でありましたが、当社取締役就任前に同社を退職しております。同氏には、長年にわたる金融機関での経験と知識、また中国での駐在をはじめとする豊富な海外経験を当社の監督体制の強化に活かして頂けると考えております。同氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

ロ. 松尾祐美子氏

同氏は、現在弁護士法人港国際法律事務所で弁護士を務めており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監督体制の強化に活かして頂けると考えております。同事務所と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(社外取締役の独立性に関する考え方及び選任理由)

当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準を定め、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

